

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年11月30日

墨田区長 山 本 亨

墨田区条例第46号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「及び12月」を削り、「165.5」の次に「、12月に支給する場合においては100分の173.5」を加える。

第2条 墨田区長等の給料等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「、3月に支給する場合においては100分の25、6月に支給する場合においては100分の165.5、12月に支給する場合においては100分の173.5」を「100分の182」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年4月1日から施行する。